

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名：株式会社中央技術コンサルタント
業者の住所：東京都新宿区西新宿 8-5-1

2. 競争参加停止措置期間：2025年11月4日～
2か月 2026年1月3日

3. 事 実 概 要：

株式会社中央技術コンサルタントの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、株式会社中央技術コンサルタントの東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

4. 競争参加停止措置理由：

株式会社中央技術コンサルタントの東北支店長が、公契約関係競売入札妨害の罪で逮捕・起訴されたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第7号口（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措置要件	期間
1～6 略	
7 次のイ又はロに掲げる者が締結した工事等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。 イ 近畿地区の地域内における公共機関 ロ 近畿地区以外の公共機関	逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上 12か月以内 1か月以上 12か月以内
8～15 略	